

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	豊中市教育センター
発注担当課名	豊中市教育センター
契約名称	豊中市立学校A I型学習ドリル委託
契約内容	豊中市立学校A I型学習ドリル
契約締結日 及び契約期間	令和7年4月1日 令和7年4月1日から令和8年8月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部
契約金額	総額91,394,380円(税込)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 本件は、小学校・中学校・義務教育学校55校に配備されたタブレット端末を利用し、個に応じてそのつまずきを効果的に解消し、基礎学力の定着につなげるとともに、自学自習を後押しして学習環境を育てることを目的に、児童生徒の学習状況をA Iが分析し、理解度に応じた課題を提供するA I型学習ドリルを利用するものです。 令和6年(2024年)6月に公募型プロポーザル方式により広く提案を募集し、複数事業者から選定を行ったところ、株式会社ベネッセコーポレーション(以下「同社」とします。)が選定されました。 同社については、令和6年度のプロポーザルの内容及び事業の実施状況も良好であることや、個別最適な課題の提供を行うためには、児童生徒の学習履歴を継続して蓄積していく必要があり、令和6年度(2024年度)の学習履歴を提供できるのは、同社のみとなります。また、令和8年度(2026年度)9月より児童生徒一人一台タブレット端末の更新を予定しており、既存端末で継続してA I型学習ドリルを利用することで安定的な運用にもつながります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものです。